

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社ジェイアール東日本企画
代表者及び住所 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号
2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月21日から令和8年8月20日まで(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 国土交通本省及び観光庁が令和5年度に株式会社ジェイアール東日本企画に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社ジェイアール東日本企画が補助金を過大に請求していたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)